

令和4年1月5日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

尾田 進

過重労働特別対策室長

黒部 恭志

中央過重労働特別監督監理官

前村 充

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5630)

(直通電話)03(3502)5308

報道関係者 各位

特別労働相談受付日における相談結果を公表します ～毎年11月は過重労働解消キャンペーン月間です～

11月6日(土)に「過重労働解消キャンペーン」の一環として実施した特別労働相談受付日における相談結果をまとめましたので公表します。

特別労働相談では、合計で480件の相談が寄せられました。これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

【相談結果の概要】

相談件数 合計 480 件

■主な相談内容

長時間労働・過重労働	56件 (11.7%)
パワハラ	48件 (10.0%)
解雇・雇止め	47件 (9.8%)
賃金不払残業	46件 (9.6%)
休日・休暇	40件 (8.3%)

■主な相談者の属性

労働者	369件 (76.9%)
労働者の家族	54件 (11.3%)
その他	35件 (7.3%)

■主な事業場の業種

その他の事業	58件 (12.1%)
保健衛生業	57件 (11.9%)
商業	50件 (10.4%)

※ 特別労働相談受付日においては、「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」で労働相談を受け付け、次のような対応をしました。

- ・相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明
- ・違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理
- ・相談内容に応じ、他の行政機関等を紹介

■過重労働解消キャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

【労働条件に関する電話やメールでの相談窓口】

都道府県労働局や労働基準監督署のほかに、以下の窓口でも労働条件に関する相談を受け付けています。

■労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

[電話番号] 0120-811-610（無料）
はい！労働

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

■労働基準関係情報メール窓口

長時間労働・過重労働や賃金不払残業など、労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けています。お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署・都道府県労働局において、立入調査対象の選定に活用するなど、業務の参考とさせていただきます。

[受付対象となる法律] 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

【別添資料】 相談事例